

未利用特許等の
知的財産取引ビジネスの実態に関する
調査研究報告書

平成27年2月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

7. 中国における知的財産取引ビジネスの概況

(1) 背景

中国では、1978年の改革開放以降、企業の経営自主権の拡大が進み、市場競争力を高める技術の価値が高く評価されるようになった。この流れを受け、中国政府も、技術取引の環境整備や技術取引を促進させる法律を制定しており、国を挙げて技術取引促進策に取り組んでいる。技術取引を仲介する組織として、国内各地に技術交易所が設置されている。これらの技術交易所は、中国政府（科学技術部や知的財産管理部等）や地方政府、大学、企業など様々な組織によって設立され管理されている。これらの技術交易所の中で、中国政府より「国家技術移転モデル機構」として認定されている交易所は、2008年に76箇所³⁹、2013年には276箇所³⁹であり、特に規模が大きく主だった活動を行っているのは北京産権交易所やその下部組織となる中国技術交易所、北京技術交易促進中心など政府直轄の機構である。中国科学技術部発展計画司及び中国技術市場管理促進中心が取りまとめている「全国技術市場統計年度報告」によると、全国重点常設技術交易所の取引契約件数は、21,204件（2013年）⁴⁰、取引契約額は、7,227,153万元（2013年）⁴⁰であり、それぞれ前年を下回る結果となった。

(2) 関連政策等

1985年に技術成果の商品化加速、技術市場の開拓が提起され、1989年に技術契約法が制定されたことにより、正式に技術が商品として見なされるようになった。また、国家のR&D機構が保有する技術シーズの製品化が求められるようになり、このような背景から技術交易会（技術取引のイベント）の開催や常設技術市場の設置などの技術市場の育成が図られるようになった。2007年から、中国科学技術部、中国教育部、中国科学院が中国における技術移転の促進アクションを開始し、2008年には、国家の技術移転の促進行動に関する実施方案を掲げ、科学技術部が全国範囲で技術移転の活動を支援することを目的に国家技術移転モデル機構の認定制度を開始した。

中国政府は、技術移転を促進させることを目的に、科学技術進歩法や中華人民

³⁹ 「中国における技術移転システムの実態 2014年版」160-216頁（独立行政法人科学技術振興機構）

⁴⁰ 「全国技術市場統計年度報告 2014年」30頁（中国科学技術部発展計画司及び中国技術市場管理促進中心）

共和国科学技術成果転化促進法および科学技術型中小企業の技術革新基金に関する暫定規定等を制定している。2007年に改正された科学技術進歩法では、中国における科学技術の発展の目標、方針、及び戦略を定めている。また、企業が技術革新の主体的な地位を確立することを奨励し、財政・金融・税制等の面から独自の革新を推進する制度システム構築の基本政策なども新たに加えられている。中華人民共和国科学技術成果転化促進法は、科学技術成果を実社会の生産力に転化する活動を規範し、科学技術の進歩を加速化し、経済建設及び社会発展を推進するために1996年に制定された。

2008年に制定されたハイテク企業認定管理弁法は、国が重点的に支援するハイテク分野（電子情報技術、バイオと新医薬技術、航空・宇宙産業技術等）を対象としており、ハイテク技術認定を取得すると、租税優遇政策（企業所得税優遇税率15%等）⁴¹を受けることが可能になる。認定条件には、自主知的財産権の数も含まれるため、認定を受けるための知財取引が行われるケースもある。

また、財政税制政策として、企業所得税の若干の優遇政策に関する通知により、技術譲渡による収入を得た際、500万元以内の部分については企業所得税を免除し、500万元以上の部分については企業所得税を半減することが定められた。また、「科学研究組織の技術譲渡収入に対する営業税免除に関する通知」等により、技術譲渡、技術開発業務とそれに関連する技術コンサルティング、技術サービスから取得した収入については、営業税が免除されることとなった。その他に技術導入契約管理条例、先進技術及び製品の輸入に対する利子補給資金管理弁法等の法律が制定されている。

表 II-9 中国における関連政策等

| 年 | 関連する法律や施策の動向 |
|-------|----------------------------|
| 1989年 | 技術契約法の制定 |
| 1993年 | 科学技術進歩法の制定 |
| 1996年 | 中華人民共和国科学技術成果転化促進法の制定 |
| 1999年 | 中国契約法の制定 |
| 1999年 | 科学技術成果の転化促進に関する若干の規定 |
| 1999年 | 科学技術成果の転化促進に関する税制の通知 |
| 1999年 | 科学技術成果の転化促進に関する個人所得税の問題の通知 |
| 2001年 | 科学技術成果の登録弁法の制定 |

⁴¹ 日本貿易振興機構ホームページ 輸出入・海外進出の実務-ビジネス関連法（ハイテク企業認定管理弁法）http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/tax_028.html [最終アクセス日：2015年2月20日]

| | |
|-------|-------------------------|
| 2007年 | 改正科学技術進歩法の制定 |
| 2008年 | 国家の技術移転の促進行動に関する実施法案の制定 |
| 2008年 | ハイテク企業認定管理弁法の制定 |
| 2009年 | 企業所得税の若干の優遇政策に関する通知 |

(3) 市場の概況

全国重点常設技術交易所における、取引契約件数と取引契約額についてみると、2013年で21,204件、7,227,153万元に達しており、科学技術部は2015年には8,000,000万元にするとの目標を掲げている。近年、技術交易所において取引されている技術分野については、情報通信技術、先端製造技術、新エネルギー及び省エネ技術、交通技術の分野において契約件数が増加している。一方、原子力応用技術、航空宇宙技術、農業技術の取引については、減少傾向にある。

表Ⅱ-10 全国重点常設技術交易所の取引契約件数・取引契約額の推移⁴²

| | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 取引契約件数 | 43,664 | 46,458 | 53,764 | 46,458 | 21,204 |
| 取引契約額 (単位：万元) | 7,665,437 | 8,764,929 | 7,683,989 | 8,764,929 | 7,227,153 |

⁴² 「全国技術市場統計年度報告 2010年-2014年」(中国科学技術部発展計画司及び中国技術市場管理促進中心)

7. 中国における知的財産取引ビジネスの実態

中国における知的財産取引ビジネスの実態を把握するため、知的財産取引ビジネス事業者および知的財産取引ビジネスに詳しい法律事務所等、計 6 者に対して現地ヒアリング調査を実施した。

(1) 知的財産取引ビジネスの概況および政府の動向

中国では、政府主導で知財取引が推進され、技術取引所の設置や知財担保融資に対する補助金の交付などが実施されている。中国政府は、知的財産の輸出による収入を 2015 年に 20 億ドル、2020 年に 80 億ドルに増やす目標を掲げ、中国企業による知財取引と知的財産取引ビジネスは、今後、拡大していくことが予測される。

- ・ 技術取引所は、中国政府国務院の承認のもとで 2009 年に北京市政府、科学技術部、国家知識産権局、中国科学院が共同で設立したサービス機構で、技術流通の促進を目的に、中国における技術取引の主要機関として中心的な役割を担っている。年間の取引件数は 2014 年実績で 1,000 件～2,000 件程度（成約に至らない取引を含む）であり、取引金額は 107 億元である。（知財取引仲介事業者）
- ・ 中国の知的財産の輸出による収入は 2013 年実績で 13.6 億ドルであったが、中国政府は目標値として 2015 年に 20 億ドル、2020 年に 80 億ドルの収入を掲げており、中国企業による知財取引と知的財産取引ビジネスは、今後拡大していくことが予測される。（知財取引仲介事業者）
- ・ 近年、中国では政府主導で知的財産権担保融資活動が推進され、各地域の政府機関と地域の銀行が協定を結び、知財担保融資が積極的に行われている。知財担保融資の規模は拡大傾向にあるが、知財評価の難しさから、補助金がなければ知財担保融資は難しく、継続性の観点から見ると運用が上手くいっているとは言い難い。（その他）

(2) 知的財産取引ビジネスを促進または抑制している国の制度

中国政府は、技術移転の促進を狙い、約 300 カ所の取引関連機関（企業や大学を含む）を設置した。

- ・ 中国政府は、技術移転の促進を狙い、2008 年に技術移転の促進アクション方策の 1 つとして国家の技術移転の促進行動に関する実施方案を掲げ、科学技術部を中心に国家技術移転モデル機構の認定制度を開始し、約 300 カ所の取引関連機関（企業や大学を

含む)を設置した。(知財取引仲介事業者)

(3) 知的財産取引ビジネスの実績と今後の自社の景況感

中国での知的財産取引ビジネス(主に中国企業と日本企業との知財取引仲介業)は、活性化しているが、中国政府による支援策や知財取引事業者のレベルには課題もあり、発展途上にあるという見方もある。日本企業との知財取引については、日本企業の国内回帰等の流れを受け、今後の見通しは不透明である。

- ・中国での知財取引については、中国政府による様々な支援(税制優遇や補助金等)や中国人の気質(「金になるものは何でも換金しよう」という発想)により、日本よりも活性化している。ただし、中国政府による支援策には課題もある。例えば、中国政府は知財取引所を国内に数カ所設置しているが、利用している企業(国内企業、外資系企業共に)は少なく、知財取引を活性化させるために十分に機能しているとは言い難い。また、中国国内にも、知財取引仲介業務を実施している事業者(専利代理人等)も存在するが、実態としては代理申請や翻訳業務が中心であり、市場調査やマッチング支援、事業化支援まで高いレベルで対応できている事務所は少なく、中国における知的財産取引ビジネスは発展途上にある。(法律事務所)
- ・外資系企業との共同研究については、日本企業との共同研究が減少していくのではないかと考えている。(TLO)

(4) 知的財産取引ビジネスの提供先

提供先の業種としてはバイオ、環境、通信・家電・電子機器などが挙げられた。企業の国籍としては中国企業が多いが、日本企業を主な提供先と回答する事業者もあり、中国企業との知財取引を行う日本企業のニーズも伺える。

- ・サービス提供先の多くが中国企業である。技術の分野としては、バイオ、環境、通信、家電・電子機器が多い。提供先の割合は、技術の提供側と導入側が半々である。提供側の多くが大企業で、導入側は中小企業が多い。外資系企業では、日本、アメリカ、台湾からの問合せがあり、日本とアメリカの企業については契約まで至った実績はないが、台湾の企業は契約まで至った実績がある。(知財取引仲介事業者)
- ・サービス提供先の多くが中国国内の企業であるが、深セン市に事業者登録している企業であればサービスを提供することが可能なため、中国本土以外の企業(日本企業や香港、台湾の企業等)から取引支援の依頼を受けることもある。提供側の多くが中小

規模の研究機関で、導入側の多くが大企業である。(知財取引仲介事業者)

- ・ 顧客は、日本企業は大企業が多く、中国企業は中小規模の研究機関や企業が多い。(法律事務所)
- ・ 日本企業に対応する専門部署（日本専利部）のクライアントは主に日本企業で、世界中に拠点を持っているような大企業ばかりである。(知財取引仲介事業者)
- ・ 提供先は外資系企業が中心で、以前は日本企業が最も多かったが、現在はアメリカ、ヨーロッパの企業が多い。研究分野としては、日本企業の場合はエネルギー分野が多かったが、アメリカやヨーロッパの企業の場合はバイオ分野が多い。IT 分野の共同研究は少なく、企業独自に研究が進められていると感じる。(TLO)

(5) 知的財産取引ビジネスの利用者の目的

提供側の主な目的は投資回収で、導入側の主な目的は自社事業への活用による市場競争力の確保である。その他、中国には「ハイテク企業認定管理弁法」という規定があり、ハイテク企業と認定された場合には税制面での優遇が得られることから、認定を目的に知財を購入する企業が少なからず存在している。

- ・ 提供側の目的は、収入を得ること、導入側の目的は自社事業への活用による市場競争力の確保が主だったものである。中国では、提供側が技術を譲渡して収益を得た場合、収益の 500 万元以内の部分については企業所得税が免除され、500 万元以上の部分については企業所得税が半減されるといった制度があり、技術の取引を促進している。(知財取引仲介事業者)
- ・ 顧客の相談内容は大きく 2 つに分けられる。1 つは日本企業から技術の売り先を探して欲しいという相談で、もう 1 つは中国企業から技術を保有している日本企業を探して欲しいという相談である。それらの相談に対して市場調査し、売買の仲介・交渉までサポートしている。(法律事務所)
- ・ 日本企業（提供側）の主な目的は、投資回収である。技術導入に関する相談は日本企業から受けたことはないが、中国企業の技術水準は高まっていることから、今後、日本企業が中国企業から技術導入を行うケースは増えていくのではないかと感じる。(知財取引仲介事業者)
- ・ 外資系企業側の共同研究の目的としては、革新的な製品開発に向けた技術の導入である。世界的にも高名な教授（研究者）が集まっており、これらの教授の知見を製品開発に活かしたいという企業は多い。(TLO)
- ・ 中国には、「ハイテク企業認定管理弁法」という規定があり、ハイテク企業と認定された場合には税制面での優遇が得られる。ハイテク企業として認められるためには、一

定件数の知的財産権を所有する必要があるため、認定を目的に、知財を購入する企業が少なからず存在する。(その他)

(6) 知的財産取引ビジネスの実施や普及に必要な専門人材

専門人材として必要とされるスキルは、コミュニケーション能力やビジネスモデルの構築スキルが重要視されている。

- ・ 知財取引を推進する上で必要となる IT (情報通信技術) や知的財産権に関する法律などをバックグラウンドとしている人材が必要で、これらの人材の確保については、OJT で育成するか、IT 分野や知財取引分野で業務実績のある人材を採用することになる。求められるレベルは高く、新卒採用後すぐに業務に従事してもらうのは難しい。(知財取引仲介事業者)
- ・ 依頼者である企業のニーズを理解し、そのニーズを満たすのが役割である。例えば、導入希望側の企業において、技術の導入によってどのような事(新製品開発や現場業務改善等)を達成したいのかを理解し、そのニーズを満たす技術を探し出すことができるリサーチスキルと、業界の人脈が重要になる。(知財取引仲介事業者)
- ・ どのような技術分野でも、限られた時間の中で当該技術分野の市場・産業構造を理解し、流通経路を抑え、知財取引のニーズがどこにあるのかを明らかにすることが必要である。知財取引において、市場調査力は非常に重要なスキルだと認識している。このスキルがあれば、技術的な知識や業界の人脈を持っていることは必須ではない。(法律事務所)
- ・ 知財取引の活性化には、クライアントの望む技術や提供先はどこにあるのかを調査するスキルが非常に重要になると認識している。クライアントの要望を満たすため、IP 関連の情報調査分析を専門とする部署を設けて組織的に対応している。この部署のメンバーは、国家知識産権局専利分析プロジェクト参加の経験を持つ管理員や元特許審査官、実務経験豊富な弁理士で構成されており、知的財産権および様々な技術分野において蓄積してきたデータベースを活用して取引業務にあたっている。(知財取引仲介事業者)
- ・ 特に資格等はなく、技術についても深い知識を要求することはない。語学力、外資系企業の職員とのコミュニケーション能力、更にビジネスモデルの構築スキルが重要になる。(TLO)

(7) 知的財産取引ビジネスの展開において直面している課題

特に日本企業との関係で課題を感じている事業者が多い。日本企業の技術を模倣されないよう権利化するという意識や生産地域の国内回帰を背景に、日本市場へのビジネス展開が難しいと感じている。

- ・ 日本企業からの問合せは少なく、知財取引に消極的であるという印象を持っている。日本の技術水準は高く、中国企業にとって魅力的な技術を多く保有していることから、積極的に中国企業との知財取引を促進して欲しいと考えている。(知財取引仲介事業者)
- ・ 日本企業が特許権を取得する目的として、開発した技術を他社に模倣されないよう権利化するという意識が根強く、他社に譲渡やライセンスして投資回収するという考え方が馴染まない文化がある。そのため、知財取引を日本で活性化させようとする、特許を開放する企業に何かしらのインセンティブがなければ難しいのではないかと。(法律事務所)
- ・ 日本企業からの共同研究の依頼が少なくなっていることは、日本にとっても産業発展の機会を損失することに繋がると考える。為替や政治的な問題により、生産地域が国内に回帰していることは仕方ないが、日本企業には世界市場を見据えて積極的に展開してほしい。(TLO)

(8) 知的財産取引ビジネスモデルごとの課題とニーズ

日本の技術水準は高く、中国企業にとって魅力的な技術を多く保有していることから、既存のデータベースを活用して中国企業が日本企業から特許を導入しやすい環境を整備する必要があるという回答が挙げられた。

- ・ 中国には、日本企業の技術を欲しがっている企業が少なくないため、中国企業が日本企業から特許を導入しやすい環境を整備することもひとつの策かと思われる。例えば、INPITの開放特許情報データベースについては、中国語版のデータベースを開設するなどが考えられる。日本企業の技術を中国企業に開放することで日本の産業競争力の低下を招くのではという懸念については、そもそも、市場で競争力の低下した自社の技術を開放することから、競争力の低下にはつながらないと思われる。また、開放特許情報データベースは、検索性を向上させ、用途別やニーズ別にキーワード検索できるようにして欲しい。(法律事務所)

(9) 当該国における今後の知的財産取引ビジネスの景況感

中国の技術導入側企業は、税制優遇（ハイテク企業認定等）やPR効果を期待して技術を導入しているケースがあり、現在の中国における知財取引が産業の発展にどのような影響を与えているのは、不明な点が多い。

- ・ 知財取引の5割が技術移転、5割が共同開発や技術指導という割合であり、大学における知財取引は共同開発を指すケースが多い。中国の技術導入側企業は、税制優遇（ハイテク企業認定等）やPR効果を期待して技術を導入しているケースがある。PR効果については、有名企業の技術を導入することで、自社のブランドイメージの向上が期待されているが、導入した技術を事業化に繋げる事例は多くないように思われる。そのため、中国における知財取引が産業の発展にどのような影響を与えているかは、不明な点が多い。（その他）

(10) 知的財産取引ビジネスを展開する上で重要な国

中国企業による国外での知財取引の主な対象国としては、アメリカ、日本などが挙げられる。これらの国の知財については、技術水準の高さから価値が高く、中国企業からのニーズが高い。

- ・ 現在の取引は中国企業が中心であるが、今後は外資系企業を交えた取引が増加すると予測している。その際、まずは技術の提供側の企業が参入してくると考えられ、高い技術力を持った企業が多い日本やアメリカに注目している。（知財取引仲介事業者）
- ・ 市に事業者登録している企業を対象にサービスを展開しているため、現状は海外でのビジネス展開は視野に入れていない。ただし、市内には日本企業や欧米企業が数多く集積しているため、将来的に海外でのビジネス展開が可能になった場合に重要になると考える。（知財取引仲介事業者）
- ・ 中国での知財取引には課題も多いが、中国政府の支援や中国人の何でも換金しようという貪欲さを背景に知財取引の更なる活発化が予想され、中国は知的財産取引ビジネスを展開する上で重要な国といえる。（法律事務所）
- ・ 日本企業の技術の水準は高く、中国企業の多くは日本企業が保有する技術に関心を持っている。（知財取引仲介事業者）
- ・ 以前は日本企業からの共同研究の依頼が多かったが、現在はアメリカやヨーロッパの企業からの依頼が多く、これらの国を重視している。（TLO）

(1 1) 知的財産取引ビジネスの市場として日本をどう見ているか

日本企業は技術移転に関して消極的だという印象を持つ事業者が多いものの、技術水準の高さから日本企業との技術取引を望む中国企業も多く、日本は中国にとってビジネスを展開する上で重要な国だと認識されている。

- ・ 日本企業の技術力は世界的に見ても非常に高い水準にあり、日本企業が有する知的財産は魅力的である。一方で、日本企業は一部の企業（主に家電・電子機器メーカー）を除いて知財に関して保守的で、他社への技術移転に関しては消極的だという印象を持っている。また、中国での企業活動や中国企業との技術取引について、日本企業はリスクを感じているように見受けられる。これらの点から、知的財産取引ビジネスの市場として、今後、日本が急激に拡大することは難しいと考えている。（知財取引仲介事業者）
- ・ 2年程前から知財取引に関する日本企業からの問合せが増えており、知財取引に関する日本企業の関心（特に自社で開発した技術の売却）は高く、ビジネスを展開する上で重要な国だと認識している。（法律事務所）
- ・ 日本企業は自社の知財に対して保守的であり、他者への技術移転に消極的である。また、日本の大学では他者との共有特許として申請しているケースが多く、（共同研究相手ではない）第三者に対しての技術移転が難しいため、企業も大学も技術レベルは高いが、技術移転の取組が進んでいない点は課題だと感じている。（知財取引仲介事業者）
- ・ 以前は、外資系企業の中では日本企業からの共同研究の依頼が最も多かったが、現在は非常に少なくなっている。この理由として、為替（円安）と政治的な問題の影響が考えられ、日本企業による生産地域の国内回帰の動きから、中国市場からの撤退が進んでいるためであると感じている。（TLO）